

## 英国有限責任パートナーシップ設立の手続きと費用

特に明記されない限り、本見積書で紹介される有限責任パートナーシップとは、英国の「有限責任パートナーシップ法 2000」に基づき英国で設立される有限責任パートナーシップ(Limited Liability Partnerships)を指します。

当事務所が英国において有限責任パートナーシップ(以下「LLP」という)を設立する費用は950ポンドです。その費用には、当事務所の専門設立サービス料金、1年間にわたる英国での登録住所、及び政府への費用が含まれます。

LLPは独立した法人格を有し、その構成員は有限責任を負います。LLPは2つ以上の構成員が必要ですが、構成員の数の上限がありません。最低2つ以上の構成員は、「指定構成員(designated members)」に指定され、情報を英国会社登記所(Companies House)に申告することを担当する必要があります。

英国LLPを設立する際に、クライアント様は全てのパートナーの身分証明書類、住所証明書類、登録住所(クライアント様が自ら提供する場合)、主要な事業範囲及びビジネスモデルを提供する必要があります。具体的には本見積書の第5節をご参照ください。

一般的に、英国LLP設立の所要時間は約3~5営業日です。英国会社登記所がLLPの事業活動及び投資者の身分を審査する可能性があり、その場合には所要時間が延長されます。

本見積書は、ライセンス・許可の別途申請が不要であるLLPに適用されます。クライアント様の英国LLPがライセンス・許可の別途申請が必要である場合、当事務所は相応するサービスが提供でき、費用が別途相談となります。

本見積書はあくまでも参考用であり、実際の費用は当事務所が最終的に提供された見積りを基準とします。

### SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.  
Di Wang Commercial Centre  
5002 Shennan Road East  
Luohu District, Shenzhen, China  
中国深セン市羅湖区深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
T: +86 755 8268 4480

### SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B  
Guangqi Culture Plaza  
2899A Xietu Road, Xuhui District  
Shanghai, China  
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号  
光啓文化広場B棟6階603室  
T: +86 21 6439 4114

### BEIJING 北京

Room 303, 3/F.  
Interchina Commercial Building  
33 Dengshikou Street  
Dongcheng District, Beijing, China  
中国北京市東城区灯市口大街33号  
國中商業ビル3階303室  
T: +86 10 6210 1890

### SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court  
Singapore 069538  
セシルストリート138号  
セシルコート13階1302室  
郵便番号: 069538  
T: +65 6438 0116

### TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4  
Chung Hsiao East Road  
Daan District, Taipei  
Taiwan 10688  
台湾台北市大安区忠孝東路四段  
142号3階303室  
郵便番号: 10688  
T: +886 2 2711 1324

### NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.  
New York, NY 10013, USA  
米国ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
T: +1 646 850 5888

### LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park  
Bromley, Greater London  
BR1 1LU, UK  
英国グレーター・ロンドンブロムリー  
フィールドパーク1号3階319室  
郵便番号: BR1 1LU  
T: +44 20 8176 3860

## 1. 設立サービスと費用

当事務所が代理して英国LLPを設立するサービス費用は950ポンドです(政府への申請料を含む)。具体的には以下のサービスが含まれます。

### 1.1 設立前後事項

- (1) LLPの設立・維持に係る諸問題を回答する
- (2) 類似する商号を調査する
- (3) 関連する政府機関に登録料を支払う
- (4) 有限責任パートナーシップ契約(以下「LLP契約」という)を起草する
- (5) 会社設立関連書類と設立フォームを準備する
- (6) 取締役会の決議書を作成する
- (7) LLP設立証明書類一式(会社印章、配当証明書(Certificate of Interest)、構成員名簿を含む)

### 1.2 登録住所

英国会社法の登録住所に対する要求に該当するため、啓源は英国ロンドンにおける住所をクライアント様の英国LLPの登録住所として1年間提供します。当事務所の登録住所サービスは、会社法の要求に該当するため、且つ代理して政府からの郵便物を受け取ることを提供します。クライアント様はその登録住所を利用し実際に事業を行うことができません。

クライアント様は英国LLPへのビジネス郵便物があると予測する場合、当事務所の郵便物転送サービスを利用することができます。当該サービス費用について本見積書の第2節をご参照ください。

当事務所は上述の登録住所を手配し、且つ当該登録住所を変更する権利を留保します。クライアント様は、当事務所が手配した登録住所以外の住所を希望する場合、当事務所は費用を別途請求する可能性があります。

備考:

- (1) 費用には、モデル LLP 契約を起草することが含まれます。クライアント様が LLP 契約をカスタマイズしようとする場合、当事務所は費用を別途請求します。
- (2) 当事務所の費用には郵便料が含まれません。

## 2. オプションサービス

順番	サービス内容	費用(ポンド)
1	税務代理人の就任(毎年)(備考 1)	300
2	付加価値税登録事業者の登録(1回)(備考 2)	300
3	郵便物の転送(毎年)(備考 3)	300
4	認証・公証(備考 4)	別途相談

備考:

(1) 英国税法は英国会社が税務代理人を委任することを規定しません。但し、多数の英国会社は専門の会計事務所を税務代理人としてを委任します。税務代理人の責任は主に以下の通りです。

- (i) 会計記録の保存及び課税額の計算
- (ii) 歳入関税庁(HMRC)とのコミュニケーションや情報交換
- (iii) 税務計画についてのコンサルティングの提供

(2) 年間売上高(課税対象となる商品の価値)がVATの課税最低限を超えた会社はVAT(付加価値税)登録をしなければなりません。年間売上高がVATの課税最低限に達していない会社は任意に付加価値税の登録を選択することができます。付加価値税納税者として登録すれば、会社は事業に使用される部品を購入する際にVAT還付を申請することができます。

VAT登録事業者は年に4回VATを申告しなければならず、即ち3ヶ月に1回申告します。VAT登録事業者は、納税申告期限満了後1ヶ月経つ日から7日以内に納税申告書を提出し、相応の税額を納付する必要があります。

当該サービスにはVAT登録を行うのみであり、VATの申告が含まれません。

(3) 当事務所はクライアント様の英国会社へ送られたビジネスレターを受け取った後、下記の方法のいずれかで処理を行います。

- (i) 月に1回レターをスキャンしクライアント様が指定した電子メールアドレスに送信します。レター原本は2ヶ月後に廃棄します。
- (ii) 月に1回レターをクライアント様に転送し、郵送料をクライアント様に請求します。

(4) 啓源はクライアント様の英国LLP設立書類及びその他のビジネス書類の英国における公証手続き(英国の公証国際弁護士又は各国の在英大使館・領事館によって認証されることを含む)を行うことができます。費用は別途相談となります。

### 3. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。クライアント様は送金する際に備考欄に当事務所の請求書番号又はファイル(クライアント様)番号を記入し、送金後に支払証憑を当事務所に提供してください。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

### 4. 基本構造

- (1) 最低2つ以上の指定構成員が必要です。
- (2) LLPの運営管理を詳しく説明するLLP契約を締結しています。
- (3) パートナーの数は制限がありません。
- (4) パートナーの国籍は制限がありません。
- (5) 登録資本金は制限がありません。

### 5. 必要な書類

- (1) パートナー全員の直近3ヶ月のパスポート及び住所証明書類(公共料金請求書、銀行取引明細書等)の写し。パートナーが法人である場合、会社設立証明書、最新の年次申告書又は類似する書類、定款大綱及び細則、取締役名簿、株主名簿、実質的支配者名簿、及び会社の10%以上の持分を保有している株主又は実質的支配者のパスポートや住所証明書類のコピーを提供する必要があります。
- (2) 取締役が署名・認証した実質的支配者の身分を説明する組織構造図(パートナーが法人である場合)
- (3) 記入済みの有限責任パートナーシップ設立フォーム(啓源が当該フォームを提供する)

パートナーの身分証明書類は当事務所のスタッフ又はクライアント様が所在する国の会計士、弁護士又は公証人に認証されなければなりません。

構成員に関する全ての書類は英語で表記されない場合、会社秘書役又は取締役による認証済英訳を提供する必要があります。啓源は書類の翻訳サービスが提供でき、費用が別途相談となります。

## 6. 設立所要時間

一般的に、会社名又は事業範囲にライセンス・許可の別途申請が不要である場合、英国においてLLPを設立するには約1週間かかります。具体的な設立手続き及び所要時間は下表をご参照ください。

手順	設立手続き	営業日
1	クライアント様は英国 LLP 設立を当事務所に依頼し、啓源は請求書をクライアントに発行する。	1
2	クライアント様は電子メールにて必要な書類を当事務所に送付すると同時に、当事務所のサービス費用を支払う。	クライアント様による
3	啓源はビデオを通じてクライアント様の提供した書類を認証する。クライアント様も自ら書類の認証手続きを行うことができ、その後、認証済書類の原本を当事務所に送付する。	クライアント様による
4	啓源は英国 LLP の類似商号調査を行う。	1
5	啓源は英国 LLP 設立申請書類を作成し、クライアント様に送付する。	クライアント様による
6	クライアント様は書類に署名し、署名済書類を電子メールにて啓源に返送する。	クライアント様による
7	啓源は LLP 設立申請書類を英国会社登記所に提出する。	1
8	英国会社登記所は登記書類を審査し、問題がなければ設立証明書を発行する。	1
9	LLP 設立証明書類一式を作成する(刻印を含む)。	1-2
10	啓源は LLP 設立書類をクライアント様に送付する。	郵便の時間による
	合計	5~7

## 7. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

英国 LLP 設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。これにより、設立手続きが完了し、クライアント様が LLP の名義で事業活動を行うことを証明します。

- (1) 英国会社登記所が発行した設立証明書 1 部
- (2) LLP 契約書
- (3) 有限責任パートナーシップの配当証明書
- (4) 会社印(company signature stamp)と会社丸印(company round stamp)
- (5) 構成員名簿
- (6) 取締役会の決議書

当事務所は上記の書類をクライアント様が指定される住所に郵送し、又はクライアント様は啓源のいずれの事務所に出向き上記の書類を取得することができます。

## 8. 年次維持費用

運営しているか否かを問わず、英国において設立されたLLPは、会社の会計年度末に英国会社登記所に年間帳簿及び確認報告書(Confirmation statement)を提供する必要があります。また、法律により、LLPは、英国歳入関税庁(HMRC)に会社の納税申告書を提供する必要があります。

クライアント様が英国LLPの維持費用をより明確に理解し、維持費用の予算を容易にするために、啓源は英国LLPの年次維持費用を下表にまとめ、クライアント様のご参照に供します。

項目	サービス内容	費用 (ポンド)
<b>基本的な年次維持</b>		
1	基本的な年次維持サービス(1年度の登録住所サービス及び確認報告書の提出サービスを含む)	500
<b>税務申告及び会計のサービス</b>		
2	年次申告書の作成、提出(休眠会社の場合)	200
3	会計記帳(毎年)	600~
4	VAT登録事業者登録(1回)	300
5	税務代理人の就任(毎年)	300
6	VATの準備と申告(毎四半期)	150~
7	年次監査報告書の作成(年間売上高が100万ポンド、従業員が50人を超える場合)(毎年)	1,000~
8	会社の納税申告書の作成と提出	400~

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)